

前払式支払手段情報提供事項

「資金決済に関する法律」第13条（表示又は情報の提供）に基づき、以下に情報を提供いたします。

- 前払式支払手段の名称： エヌタスTカード
- 氏名・商号又は名称： 株式会社エヌタス
- 支払可能金額等： 入金上限金額は、50,000円です。
ただし、1回のチャージ金額は49,000円を上限とします。
- 有効期間又は期限： 最後の利用の翌日から10年間ご利用がない場合は、失効します。
- 使用できる施設
又は場所の範囲： エヌタスマネー契約交通事業者
エヌタスマネー加盟店
※URL：https://www.ntasu.co.jp/shop/static_list
- 利用上の注意： 本カードは折り曲げたりしないで下さい。
- 未使用残高の確認方法： 当社が定めた交通事業者及び加盟店、チャージ機等で確認できます。
- 約款等： 有 詳しくは「エヌタスTカード取扱規則」及び「エヌタスマネー取扱規則」をご参照下さい。
※URL：<https://www.ntasu.co.jp/rules>
- 備考： 問い合わせ時間は、平日9：30～17：30となっております。

苦情又は相談窓口

- 所在地： 〒850-8501 長崎市新地町3番17号
- 連絡先電話番号： (095)895-7556

【利用者資金の保全方法】

資金決済法 14 条 1 項の規定の主旨：

前払式支払手段の所有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することより資産保全することが義務づけられております。

資金決済法 31 条 1 項に規定する権利の内容：

万が一の場合、前払式支払手段の所有者は、資金決済に関する法律第 31 条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別：

当社の利用者資金の保全方法は次のとおりです。

- ・発行保証金保全契約

発行保証金保全契約の相手方の氏名、商号又は名称：

当社は次の金融機関と発行保証金保全契約を締結しています。

- ・株式会社十八親和銀行

【無権限取引により発生した損失の補償等の対応方針】

当社は、エヌタスTカードの紛失、盗難等により、利用者に生じた損失について、原則として、その責任を負わないものとします。